



本書面内容を十分にお読みになり内容を良くご理解されるようお願いいたします

入会時共通書類

「横浜ブライダルセンター」「良縁ネット」「日本仲人連盟」「JBA」「BIU:日本ブライダル連盟」

重要事項の確認

説明を受けた項目は□にシ印を入れて下さい。

□ 事業者の名称、代表者名、住所、電話番号です。

□ 役務(サービス)の内容

①会員情報を本会、各本部、加盟相談所、会員間で共同し利用することが有る。②「プロフィールカード」へ写真、略歴等を掲載し合う事により、互いに結婚相手を探す組織。

③結婚相手はご自身の心構えと努力で決まること。会員情報の正確性は100%の保証でない。④お見合い申込は月に、本会所属会員へのお申し込み:制限無し、「良縁ネット」:30名まで、「日本仲人連盟」:20名まで、「JBA」:制限無し、「BIU」:45名までです。

⑤相談所はお見合いの設定サポートをします。⑥申込は会員の意思に沿って処理する。

⑦お見合い結果は次の日の午前中までに。⑧パーティーは参加自由だが個々の制限はある。参加費は自己負担で、開催を保証するものではない。

⑨ネットでの検索は月会費+情報提供料に含み24時間利用可能、但しメンテナンスおよび修理故障時の場合を除く。

⑩会員規約に違反した場合、または会員として不適当と本会(相談所)、または各本部が判断した場合は除名処分となる。

□ 費用について

ご自分に合ったコースをお選び下さい。当会では5団体となります。

当会担当者から「個人情報の保護に関するしおり」並びに「概要書面」の全条項の説明を受け、又、□にし印を入れながら重要事項の内容を全て確認し、了承いたしました。念のため、本書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を保有するものとします。全ての事項を確認した後、よろしければ署名捺印下さい。

年 月 日

Table with columns: お客様 (住所, お名前), 相談所 (相談所, 担当者). Includes address and name of the consultation office.

【役務提供事業者】

相談所名 横浜ブライダルセンター 代表者名 清水 光代
〒225-0021 住所 神奈川県横浜市青葉区すすき野 3-6-2-14-402 電話番号 045-904-4414

結婚相手紹介サービス内容説明書

【提供するサービス】

- 1. 横浜ブライダルセンター(以下本会)は、「良縁ネット」「日本仲人連盟」「JBA」「日本ブライダル連盟」の各仲人の連盟(以下各本部という)に正式加盟又は属しております。各本部の各システムを使用しています。各本部に加盟している全国の結婚相談所事業者(以下相談所という)は入会登録者(以下会員という)の情報を共同利用しながら会員の結婚のお世話を致します。
2. 本会及び各本部は、会員の写真や略歴の載るプロフィール(以下プロフィールという)をインターネットを利用して相談所及び会員の皆様に提供し、結婚相手を探して頂く組織です。
3. 本会及び各本部の「結婚相手紹介サービス」の内容はお見合い相手が必ず見つかるか、結婚相手が必ず見つかるといった確実なものではありません。誠意を持ってサービスを提供致しますが、お相手の意向またあなた自身の心構えと努力で決まることです。
4. 本会(相談所)は「プロフィール」による情報提供を行いません。会員は「プロフィール」を自己の所属する相談所又は相談所の許可を受け自宅でご覧します。
5. 本会(相談所)は会員からのお見合いの申込を依頼された時には、速やかに相手または相手相談所に申込みを取り次ぐ等のお見合いのセッティング・サポートをします。
6. 会員へのお見合いの申込が有った場合は、相談所は会員の意向に沿って、申込内容を会員にお知らせ致します。
7. 会員はお見合い後次の日の午前中までに本会へ結果の報告をし本会は相手相談所に交際又はお断りの連絡をします。
8. 会員は希望により、各本部が主催する各種パーティーの内、会員の条件に合ったパーティーに参加することができます。
9. 本会及び各本部はインターネットを利用し、会員専用サイトで検索サービスを提供しています。
10. 本サービスにおいて他会員の情報を漏洩する、また他会員に対する迷惑行為を行う、会員とし不適応と相談所または各本部が判断した場合など会員規約に違反する場合は除名処分となります。

【費用】 会員期間は1年間

Table with columns: 費用, 金額(消費税込み). Lists fees: 入会金, 登録料(更新料), 月会費+情報提供料, お見合い料, 成婚料.

前受金(入会金・登録料等)の保全措置は講じておりません。

費用の支払い時期と方法
①内容をご確認下さい。

①関連商品の取り扱いはない。②特約はない

サービス提供期間契約は1年間で成婚しなくても返金はしません。

クーリング・オフ①契約から8日間は無条件で解約できるものです。

中途解約①中途解約については中途解約返還金表をご参照下さい。②中途解約は、契約総額が5万円を超える場合有効です。

個人情報の取り扱いについて①「個人情報のしおり」にてご確認下さい。

提供書類公的書類の提出をお願い致します。

お客様相談窓口①連絡先
電話番号とメールアドレス
結婚相談業サポート協会

MCSA

03-6233-2915

info@mcsa.or.jp

【費用の支払い時期と方法】

前述費用の支払い時期及び方法は以下の通りです。本会指定口座へ振込の際、振込手数料はご負担下さい。

1. 入会金・登録料・一月分の月会費は契約時に。(契約月日から3日以内にお支払い・お振り込みください。)
2. 見合料はお見合い前日までに。3. 月会費・情報提供料は前月27日までに。
4. パーティーなどの催しものについての参加費は参加申し込み時に
5. 成婚料は成婚(口約束、性的関係、同棲を含む)後、当日のお支払いをもって成婚退会と致します。会員として所属してのお相手との交際期間は最大3ヶ月間です。3ヶ月間を経たずに成婚の意思をもって、成婚料をお支払いされても結構です。交際開始日から3か月が経過してお相手をお断りなき場合、婚約成立とみなし成婚料をお支払い頂きます。なお、成婚料をお支払い後の、ご返金は一切致しません(国際も同様)。成婚退会後の成婚者同士のいかなるトラブルは、当会では一切責任を負わないものとします。お相手との金銭、物品のやり取りは自己責任。
6. お相手の成婚料を払う約束でお見合いをして婚約をした場合、お相手相談所の提示する支払い期日にまでに当該成婚料をお支払いいただきます。
7. 国際・在日国際は、料金・規定、フォローが有等異なりますので事前にご確認ください。成婚料お支払い後の返金規定は、5.)と同様と致します。8. 費用のお支払にて、クレジット・ローンの利用はできません。

【関連商品の取り扱いと特約事項】

本契約において関連商品の購入など、関連商品の取扱いはありません。また契約に対する特約はありません。

【サービスの提供期間】

契約期間は、契約を締結した日から1年間となります。又病気やその他の理由で休会する場合、休会の有効期間は、契約期間内において合計月数6カ月間となります。期間中は料金の変更はしません。契約期間が満了した場合は、成婚に至らなくても受領した金員の返還は致しません。休会を希望する場合、前月の末日(しかし本会の活動日、活動時間内)までに本会(相談室)に対して、申し出なければならない。月の1日に入ると、当月の月会費・情報提供料は発生致します。なお、交際中の休会はできません。

【クーリング・オフ】

1. 会員は、契約書面受領日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に入会契約を解除することができます。(この解除を「クーリング・オフ」といいます。)2. 相談所がクーリング・オフについて不実告知または威迫したことにより、会員が誤認又は困惑して入会契約の解除を行わなかった場合においては、会員は、相談所より改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、入会契約を解除することができます。3. 上記1.及び2.による入会契約の解除通告書は、必ず書面により、所定期間内に相談所宛てに郵送して下さい。この場合、契約解除は、会員が、当該入会契約書の解除に係る書面を発送した時にその効力を生じます。仮にこの郵便の到着が遅れても、各クーリング・オフ期間内に発したことが証明できる(郵便消印日付など)のであれば、入会契約を解除することができます。4. 上記1.及び2.による入会契約の解除がなされた場合、この契約解除に伴う違約金又は損害賠償は発生しません。又、既にサービスの提供がなされている場合であっても相談所は、その料金を請求しません。既にお支払い済みの入会金及び登録料などがある場合は、速やかにその全額を会員に返金します。

【中途解約】

会員がクーリング・オフ期間経過後に契約の解約を申し出た場合、解約返還金は以下の通りです。詳細は、中途解約返還金表をご参照下さい。

1. 役務提供開始前なら、前受金(入会金・登録料)から「契約の締結及び履行のため通常要する費用」として政令で定められた初期費用(3万円)を差引いた額を返還致します。
2. 役務提供開始後なら、前受金から下記イとロの合計額を差引いた額を返還致します。
イ、初期費用の他、既に提供した役務の対価に相当する額
ロ、解約によって通常生じる損害額として政令で定める額(2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額)。
3. 中途解約はいつでも可能です。その場合、本書面最初に明記の相談所、住所に中途解約の旨を書面にて郵送して下さい。ただし、本役務提供でのお見合い相手との交際中の場合は中途解約前に、お相手をお断りして頂くか、又は成婚料をお支払い頂くかの選択をして頂きます。中途解約以降は全てのサービスは停止させて頂きます。

【個人情報の取り扱いについて】

個人情報の取得・利用及び取り扱いについては、『個人情報の保護に関するしおり』に記載の通り、当相談所の代表者を個人情報保護管理者として、厳重に管理致します。

【提出書類】

本会及び各本部では、健全な会員制組織を維持するため、「独身証明」「収入証明」「卒業証明」その他の公的書類を当相談所に提出する事と致します。

【顧客相談窓口の連絡先】

お客様の相談窓口の連絡先は、結婚相談業サポート協会 MCSA 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ 新宿1105 電話番号は「03-6233-2915」です。